

岩手町森林整備計画

計画期間 (自 令和 3年 4月 1日)
(至 令和13年 3月31日)

岩 手 県
岩 手 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林計画区の概要	1
2 森林の整備及び保全に関する基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	8
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	9
2 天然更新に関する事項	11
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	13
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5 その他必要な事項	13
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐の定義	14
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
3 保育の種類別の標準的な方法	15
4 その他必要な事項	16
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び区域内における施業の方法	19
3 その他必要な事項	21
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	22
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	22
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	22
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	22
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	23
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	23
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	23
4 その他必要な事項	23

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 林道等の開設及び改良に関する事項	24
2 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	24
3 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	25
4 作業路網の整備に関する事項	25
5 その他必要な事項	26
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	28
2 森林施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入の促進に関する事項	28
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
Ⅲ 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31
2 その他必要な事項	31
第2 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	31
2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	33
3 林野火災の予防の方法	33
4 その他必要な事項	34
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	34
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	34
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	34
4 その他必要な事項	34
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成のために必要な事項	35
2 生活環境の整備に関する事項	36
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	36
4 森林の総合利用の推進に関する事項	36
5 住民参加による森林の整備に関する事項	37
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	37
7 その他必要な事項	37

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林計画区の概要

(1) 位置、地形

岩手町は、岩手県の北部に位置し、盛岡市から北へ約 30 kmの地点にあり、北上川沿いに町の中央部を南北に東北新幹線及びいわて銀河鉄道線と国道 4 号が並行し縦断している。北を一戸町、南を盛岡市に接し国道 281 号を東に葛巻町、主要地方道岩手平舘線を西に八幡平市が接している総面積 360.46k m²の農林業が主要産業の町である。

地形は、町中心部より東部は北上高地、西部は奥羽山脈に跨っており、町の北部山間地を源流とする北上川が中央部を南下している。北上川流域及び支流の一方井川流域は、比較的標高が低く平坦地も多いことから水田として利用されている。また、町の東部の北上山地や北西部の地形は全般的に複雑で、標高は概ね 450 mから 900mと高く、傾斜地での畑作や畜産業が盛んである。

(2) 地質、土壌

地質は、北上川以東の北上山地は古世層及び貫入花崗岩類であり、北上川以西は奥羽山脈の火山層で第四紀層に大別される。

(3) 森林・林業の概況

町の総面積のうち、森林面積は 26,960ha と全体の 74.79%を占め、このうち国有林が 5,384ha (20.0%) で、民有林は 21,576ha (80.0%) となっている。民有林の内訳は、私有林が 19,459ha (90.2%)、県有林が 985ha (4.6%)、町有林が 1,132ha (5.2%) となっている。

民有林における林種別面積は、天然林が 11,606ha (53.8%)、人工林が 9,968ha (44.6%) となっており、人工林率は県平均の 42.0%を若干上回っている。また、民有林の総蓄積量は 4,407,218 m³で、そのうち天然林が 1,919,435 m³ (43.6%)、人工林が 2,487,783 m³ (56.4%) となっている。さらに、戦後の積極的な拡大造林により森林資源は量的に充実してきており、間伐や保育の手入れを必要とする 8 齢級以下の人工林が 3,265ha と人工林面積の 33.9%を占めており、これら森林を健全な状態に育成し質的充実を図ることが森林の有する多面的機能の維持増進と林業振興の点から重要である。また、伐期適齢期を迎えた 9 齢級以上の人工林は 6,159ha と人工林面積の 64.0%を占めており、本格的な利用期を迎えている。

しかし、森林・林業をめぐる現状は、木材価格の低迷や林業生産コストの増大等により林業の採算性が年々悪化しており、森林所有者の森林整備意欲が減退傾向にあるほか、林業担い手の高齢化と新規就業者の減少により担い手確保が難しい状況であり、年々厳しさを増している状態である。

このような状況のなか、岩手町の豊かな森林資源を量的質的な面で充実させ、

未来へ引き継いでいくため、森林所有者への積極的な働きかけをはじめ、県や林業団体などの関係機関と連携を図りながら、持続可能な森林経営の推進に努めることが課題である。

2 森林の整備及び保全に関する基本方針

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するため、重視すべき機能に応じた森林整備を行う観点から、森林資源の状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じた森林資源の望ましい姿を目指す。

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

本町の森林資源は、戦後の積極的な人工造林の推進により、森林の蓄積は着実に増大しているが、間伐を必要とする森林も多くあることから、今後、森林

を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実に向けた森林整備を推進することが必要となっている。

そのため、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、7つの機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）を基本的な指標とし、並存する機能の発揮に配慮しつつ、天然生林の的確な保全・管理の推進、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、多様性に富む育成複層林の整備、長伐期施業等適正な森林施業の実施により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
快適環境形成機能	<p>町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて風害、霧害等の気象災害等を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p>

保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪流等の自然景観や植物群落を有する森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は、多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。</p> <p>このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した、適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

これまで、地元の強い要請に応じ、林業構造改善事業等により林道・作業道の整備をはじめ、高性能林業機械の導入、国産材処理加工施設の整備など地域林業の確立のため生産基盤の整備を推進してきたが、今後とも必要に応じてこれら生産基盤

の充実を計画的に図り、より一層の林業生産コストの低減を図るとともに、流域森林・林業活性化センターにおける広域的な連携を通じて、森林整備及び地域材の安定供給体制の整備を推進する。また、森林施業の合理化について、森林施業の共同化、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械の導入の促進、林内路網の整備、林産物の利用促進など相互に関連する事項を中心に、県や森林組合をはじめとした林業関係者と一体となって重点的に取り組む。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
岩手町全域	45年	40年	35年	45年	25年

※ただし、広葉樹をしいたけ等の栽培のための原木として用いる場合は、生長度合いに応じて20年を下限とする

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す(3)又は(4)によるものとする。

- (1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。
- (2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。
- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

- (4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

- (5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期の 目安（年）	伐区の設定 方 法 等
択 伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	72以上 64以上 56以上 80以上	伐採率は30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	72以上 64以上 56以上	1伐区20m×20mで 4箇所/ha程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	72以上 64以上 56以上	伐採幅は高木の樹高 程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他有 用広葉樹	72以上 64以上 56以上 80以上	伐区の大きさは、土 砂の崩壊、流出に伴 い下流域に被害を及 ぼすおそれがない程 度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 40～55 25～30	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

町土の保全や自然環境の保全等の公益的機能を維持増進する必要がある森林については、環境に配慮した伐採を行うよう努めるものとする。

また、将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図るものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、自然条件、既往の造林地の生育状況、林産物の需要動向等を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導を受け、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種については、次の植栽本数を標準とし、自然条件や既往の植栽本数等を勘案して定めるものとする。

なお、植栽に当たっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎	1,000	
	中	3,000	
	密	4,000	
アカマツ	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

森林所有者等が森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受ける。

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

イ その他人工造林の方法

その他必要な事項について、以下のとおり定める。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>全面地拵え、筋地拵え、坪地拵えの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の立地条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うものとする。</p> <p>なお、地拵えの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定するものとする。</p>
植付けの方法	<p>作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うものとする。</p>
低コスト造林の導入	<p>伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用等、造林コストの低減に努めるものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、公益的機能の維持のため森林の早期回復を旨として次のとおりとする。

なお、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、岩手県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、次のとおり定める。

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する樹種（高木性）
ぼう芽による更新が期待できる樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm以上とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（本/ha）
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域（概ね 6 割以上）に、将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね 30cm 以上の後継樹の密度が、2,000 本/ha 以上で発生している状態とする。

$$2,000 \text{ 本/ha} \div 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、岩手県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成 20 年 4 月 23 日付け森整第 91 号）に基づき、伐採後おおむね 5 年を経過した時点で更新状況を確認し、更新完了を判断することとする。

(4) 更新完了基準

ア 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね 30 cm 以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

イ 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね 1 ha あたり 2,000 本以上であることとする。

ウ 上記イの条件を満たす面積の割合が対象地全体のおおむね 6 割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施する。

エ 上記イの条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施する。

(5) 更新調査の方法

ア 更新調査の時期は、伐採後おおむね 5 年経過時点とする。

イ 調査の方法は、原則として標準地調査とする。

ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認のみで良いこととする。この場合は野帳に現地の写真を添付し、保管する。

a 1 箇所あたりの標準地の大きさは、5 m × 4 m とする。

b 標準地の数は、天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定する。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2 箇所以上
	1 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上
	5 ha 以上	5 箇所以上

c 標準地は、現地の状況を把握するうえで平均的と見られる箇所を選択する。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、随時所在を把握するとともに、次に該当する場合は、植栽による更新を図ることとする。

- (1) 天然更新が期待できない森林
- (2) 種子を供給する母樹が周辺に存在しない森林
- (3) ササ等の繁茂で稚樹の育成が困難な森林

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合 … 1 の(1)による。
イ 天然更新の場合 … 2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される最大立木本数を 6,500 本/ha とする。

また、最大立木本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本/ha} \doteq 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

(1) 再造林の促進

針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向けて適地適木を基本としながら再造林を積極的に促進する。なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林を奨励し将来資源の確保を図る。

(2) 松くい虫被害抵抗性アカマツ品種の導入

アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を奨励する。

(3) 広葉樹資源の持続的利用

製造用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。

(4) 花粉の少ないスギ品種の導入

スギの人工造林に当たっては、花粉の少ない品種の導入を進める。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹幹疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

樹種	間伐の時期の目安	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は、上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		間伐の方法は、原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用する。
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
下刈	スギ	1	1	1	1	1							<ul style="list-style-type: none"> ・下刈は、造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで行う。 ・実施時期は雑草木の成長が最盛期となる直前とし、概ね6～7月頃を目処とする。 	
	アカマツ	1	1	1	1	1								
	カラマツ	1	1	1	1	1								
つる切	スギ							1				1	<ul style="list-style-type: none"> ・下刈終了後3～4年を目安に、つる類の繁茂が著しいところにおいてつる切を実施する。 	
	アカマツ						1				1			
	カラマツ						1				1			

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
除伐	スギ		1					1					<ul style="list-style-type: none"> ・林分が閉鎖を始める段階で、造林木の成長を阻害している侵入広葉樹等の除去を行う。 ・なお、自然条件や林木相互の配置状況によって方法・程度を考慮し実施する。 	
	アカマツ	1								1				
	カラマツ		1								1			
枝打ち	スギ					1						1	<ul style="list-style-type: none"> ・林分が閉鎖を始める段階で、除伐の終了直後に実施する。 ・実施時期は10～2月頃を目処とする。 	

なお、標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。

- (1) 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。
- (2) 森林の状況に応じた、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の拡大を促進するものとする。
- (3) 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとする。
- (4) 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

4 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満(4 齢級～標準伐期齢)では 10 年、標準伐期齢以上(標準伐期齢～11 齢級)では 15 年とすることとし、これに基づいて選び出した「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等は、参考資料のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり区分している。

- ・水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」とする）
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする）
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とする）
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」とする）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」とする）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

なお、岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとしている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が^{かんよう}高い森林とし、当該森林の区域を別表1(1)により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2(1)により定める。

森林の伐期齢の下限（森林の伐期齢の下限：標準伐期齢に10年加算）

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
岩手町全域	55年	50年	45年	55年	35年

※ただし、広葉樹をしいたけ等の栽培のための原木として用いる場合は、生長度合いに応じ30年を下限とする。

(2) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

①山地災害／土壤保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表1(2)により定める。

②快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等
当該森林の区域を別表1(3)により定める。

③保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表1(4)により定める。

イ 森林施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
岩手町全域	72年	64年	56年	72年	40年

2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該森林の区域を別表1(5)により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林（県の基準による県土水源保全森林）	9-42-1～9-42-4、9-54-1～9-54-7、 10-23-1～10-27-1、11-1-1～19-85-2、 21-26-1～21-26-6、23-47-1、 24-1-1～38-44-1、41-1-1～44-53-1、 46-23-1～46-24-1、47-1-1～52-5-2、 54-1-1～55-5-2、63-1-1～64-14-1、 65-3-1～65-3-2、66-1-1～72-17-2、 73-21-1、73-58-1～73-58-7、 73-68-1～73-68-2、75-82-1、 76-1-1～290-1-229	20,306.66
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林（県の基準による県土水源保全森林）	なし	—
(3) 快適環境形成機能維持増進森林（県の基準による生活環境保全森林）	4-10-1～4-12-2、9-55-1～9-56-2、 59-24-1～59-25-16、 75-21-1、75-29-1、75-33-1～75-39-1、 75-42-1、75-42-3、75-45-1、75-47-1、 75-76-1、75-127-1～75-127-7、 75-147-1～75-153-1	28.24
(4) 保健文化機能維持増進森林（県の基準による生態系保全森林）	なし	—
(5) 木材等生産機能維持増進森林（県の基準による資源循環利用森林）	1-1-1～4-9-2、4-13-1～9-41-8、 9-43-1～9-53-1、9-57-1～10-22-1、 20-1-1～21-25-3、21-27-1～23-45-3、 23-48-1～23-51-1、39-1-1～40-66-1、 45-1-1～46-22-1、46-25-1～46-26-1、 53-1-1～53-24-5、56-1-1～59-23-1、 59-27-1～60-31-1、61-1-1～62-20-1、 65-1-1～65-2-4、65-4-1～65-91-1、 73-1-1～73-20-1、73-22-1～73-57-2、 73-59-1～73-67-1、73-69-1～73-85-1、 73-86-1～73-87-3、74-1-1～75-20-1、 75-22-1～75-27-1、75-30-1～75-32-1、 75-40-1～75-41-1、75-44-1、75-46-1、 75-49-1～75-75-1、75-77-1～75-81-1、 75-83-1～75-126-1、 75-128-1～75-146-1	1,240.95

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
(1) 伐期の延長を推進すべき森林		9-42-1～9-42-4、9-54-1～9-54-7、 10-23-1～10-27-1、11-1-1～19-85-2、 21-26-1～21-26-6、23-47-1、2 4-1-2～24-138-1、25-1-1～38-44-1、 41-1-1～44-53-1、46-23-1～46-24-1、 47-1-1～52-1-5、54-1-1～55-5-2、 63-1-1～64-13-1、65-3-1～65-3-2、 66-1-1～72-19-2、73-21-1、 73-58-1～73-58-7、73-68-1～73-68-2、 73-86-1～73-87-3、75-82-1、 76-1-1～290-1-229	20,306.66
複層林施業 を推進すべ き森林	(2) 択伐による複層林施業を推 進すべき森林	なし	—
	(3) 択伐以外での複層林施業を 推進すべき森林	4-10-1～4-11-2、60-32-1～60-34-1、 75-21-1、75-29-1、75-33-1～75-39-1、 75-42-1～75-42-3、75-45-1、 75-76-175-127-1～75-127-7、 75-147-1～75-153-1	12.16
(4) 長伐期施業を推進すべき森林		なし	—
(5) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推 進すべき森林		なし	—

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

個人所有の森林は、所有規模の零細性や財産保持的所有形態、森林・林業を取り巻く厳しい状況から、間伐等の森林施業がなかなか進まない状況にある。そのため、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人等が、公益的機能別施業森林の対象森林において、森林所有者等及び森林の土地の所有者と施業実施協定を締結し、森林の整備・保全活動を行うことができる。

施業実施協定に基づき森林施業を実施する特定非営利活動法人等は、森林経営計画策定等必要な要件を満たせば、補助事業の事業実施主体になり得ることから、補助事業の活用のPR、合意形成への支援を行いながら、施業実施協定の締結に向けて働きかけていく。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

(1) 意欲と能力のある林業経営体等による施業集約化の促進

森林所有者等に代わって、地域の効率的な森林経営を推進するため、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等による施業集約化を促進する。また、施業集約化に当たっては、森林関連情報の提供、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施など、積極的な支援体制の整備に努めることとする。

なお、不在村森林所有者を含めた森林所有者に対し、森林の経営の委託に関する普及啓発等の働きかけを強化し、森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を促進することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町の森林所有者の大半が小規模所有林家であり、加えて長引く木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等によって、森林経営に対する意欲が年々低下し、森林施業の遅れが見受けられるようになってきている。

林業所得を向上させ、森林所有者の経営意欲を高めるためには、集約化した効率的な施業により生産性の向上を図ることが不可欠であり、森林施業の実施に関する協定の締結等により森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業実施協定の締結等の森林施業の共同化を促進するためには、地域の自然的・社会的条件や森林所有者の意向を的確に把握しながら、森林所有者間の調整や指導を行うとともに、不在村森林所有者に対しても施業実施に関する働きかけを行うなど、地域ごとに一体的な森林施業の実施に対する合意形成を図っていく必要がある。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施するには次の点について留意するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項を定めておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一がア又はイの方法により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

国有林と連携した森林整備を進めるため、「丹藤川上流地域森林整備推進協定」に基づき、合理的な路網整備や効率的な森林整備、搬出材の協調出荷などの取り組みを展開する。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 林道等の開設及び改良に関する事項

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮することとする。

開設に当たっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

○基幹路網の現状

区分	路線数	延長 (km)
基幹路網	24	58.76

2 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択する。

なお、自然条件等が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾

根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

3 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特になし

4 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）及び岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日森保第872号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長及 び箇所 数(km)	利用 区域 面積 (ha)	うち 前半 5年 分	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道	林道	118,119林班 沼宮内第28地割	高森	0.80	113	—	①	
			85~87林班 五日市第2,3地割	小山沢	1.40	195	—	②	
			109,110林班 沼宮内第34地割	江刈内	1.50	146	—	③	
			277林班 川口第23地割	子九十	1.40	124	—	④	
			139,140,143林班 江刈内第30地割	欠	1.80	177	—	⑤	
開設計				5路線	6.90				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日森整第 27 号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるため、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所にも効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・ 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ・ やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・ 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・ 作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日森整第 27 号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

5 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

(2) 森林の整備のために必要な施設

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
機械保管施設	一方井地区	400m ²	◇1	
山土場	御堂地区	0.3ha	◇2	
	一方井地区	0.3ha	◇3	

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する

(1) 林業就業者の養成・確保

林業就業者の養成・確保のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働安全衛生対策、他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターとの連携により、森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系的研修等との連携により、林業就業者のキャリア形成支援を図る。

また、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、いわて林業アカデミーなど、UJIターナー者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした基礎的な知識や技能を習得するための講習参加を支援し、林業への新規就業の円滑化に努める。

(2) 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

地域の林業の担い手となり得る意欲と能力のある林業経営体等に対し、森林経営計画の作成や高性能林業機械等を活用した低コスト施業の技術習得など、施業集約化による生産性及び収益性の向上を実現できるよう技術者・技能者の育成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの構築に努める。

導入促進に当たっては、オペレーターの養成、機械の共同利用の促進等を行うとともに、より効率的な森林施業のための路網整備になるよう、路網整備等推進区域の設定により、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に図ることとする。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、枝条の整理や林地のかく乱防止等森林の保全に配慮すること。

(2) 機械作業システムの目標

森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入にあっては、現在行なわれている作業方法の改善や森林所有者と林業事業体との連携による安定的かつ一定規模の事業量の確保をはじめ、機械操作者の養成、林業機械による効率的な作業システムの導入とその普及などについて関係機関との連携により計画的に推進する。

○高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒・造材・ 集材	緩傾斜地	チェーンソー[伐倒・造材] スキッド[集材] トラクタ[集材]	ハーベスタ[伐倒・造材] スキッド[集材]
	急傾斜地	チェーンソー[伐倒・造材] 集材機[集材]	チェーンソー[伐倒・造材] タワーヤーダ[集材] プロセッサ[造材] グラップルソー[造材]
造林・保育等	地拵・下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	除伐・枝打	チェーンソー 自動枝打機	チェーンソー 自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

岩手町の森林資源は、戦後急速に進められた拡大造林により量的な充実が図られ、これら人工林を含め現在多くの森林が利用伐期齢を迎えつつあり、今後郷土樹種であるアカマツをはじめカラマツなどの針葉樹を中心とした良質な木材の生産基地としての役割が期待されている。

しかし、国産木材の価格の低迷により、従来の木材生産では採算性の確保が期待できず、地域林業全体へ与える影響が懸念される場所である。

このため、木材など林産物の高付加価値化を図り、流域全域にわたる林業の活性化を推進するため、林業構造改善事業により平成5～6年度には国産材加工施設を、平成12～13年度には間伐材処理加工施設の整備をそれぞれ行い、施設の稼働後は個人向け住宅への床材や壁材をはじめ公共事業など土木工事向けの杭・丸棒や集成材の加工販売などを行い、林業への波及効果も含め着実な成果を上げてきているところである。

さらに、しいたけを中心とした特用林産物の生産にあつては、林業や農業との複合経営により所得の安定化を図るため、これまで林業構造改善事業などの各種助成制度で生産基盤の整備を推進したことにより、質・量とも向上し、所得の安定化にも多くの成果を上げている。

よって、今後とも林産物の利用の促進を図るため、各事業体との連携と消費者のニーズなどを踏まえ、必要に応じてこれら林産物の生産・流通・加工販売施設の整備を推進する。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
山元貯木場	一方井地区 (大森)	2,571m ³	△1				選別・剥皮等
製材工場	御堂地区 (五日市)	7,023m ³	△2				製材販売
木製品製造工場	一方井地区 (黒内)	1,972m ³ 11,569m ²	△3				乾燥・防腐処 理等板加工等
	一方井地区 (大森)	2,449m ²	△4				丸棒・杭等
	一方井地区 (一方井)	700m ²	△5				集成材等加工
木材チップ製造工場	一方井地区 (新田)	20,815m ³	△6				
しいたけ乾燥施設	川口地区 (曲り)	79.5m ²	△7				
	川口地区 (高梨)	100.0m ²	△8				
	一方井地区 (鳴沢)	106.0m ²	△9				
	一方井地区 (今松)	50.0m ²	△10				
しいたけほだ場	一方井地区 (鳴沢)	13.5ha	△11				
	川口地区 (曲り)	10.0ha	△12				
	川口地区 (高梨)	3.0ha	△13				
	御堂地区 (五日市)	0.8ha	△14				
	御堂地区 (横沢)	0.5ha	△15				
しいたけ散水施設	一方井地区 (鳴沢)	3.0ha	△16				
	川口地区 (高梨)	0.9ha	△17				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
該当なし。
- 2 その他必要な事項
該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、監視体制の強化を図り、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進にあたっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	監視の徹底により、被害の早期発見・早期駆除を図る
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	被害の徹底駆除により、未被害地域化を図る
隣接地域	先端地域と高被害地域の間 に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(ア) 松林の機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林の機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松 林 機 能	防除方法
高度公益 機能森林	保安林として指定された松林及びその他 公益機能が高い松林であって他の樹種から なる森林によってはその機能を確保するこ とが困難な松林であって、防除措置の徹底 により、将来にわたって松林として保全す べき松林	予防（特別防除、地上 散布、樹幹注入）、駆 除（伐倒駆除、特別伐 倒駆除）、衛生伐等森 林整備
被害拡大 防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公 益機能森林又は未被害地域の松林に被害が 拡大すると認められる松林であって、樹種 転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完 了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実 施する松林	樹種転換等森林整備 （伐倒駆除等）
地区保全 森 林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措 置を推進すべき松林のうち、高度公益機能 森林への拡大を防止する措置を実施するこ とが適当な松林であって、高度公益機能森 林の周辺の松林で、一定のまとまりをもつ て保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上 散布、樹幹注入）、駆 除（伐倒駆除、特別伐 倒駆除）、衛生伐等森 林整備
地区被害拡 大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措 置を推進すべき松林のうち、地区保全森林 以外の松林であって、地区保全森林の周辺 で樹種転換を計画的に推進することを基本 とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定 的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備 （伐倒駆除等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の
不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、
健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、県が定めた「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施
業指針」（平成 27 年 3 月 3 日付け森整第 799 号）に定められた伐採方法、
時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うも
のとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しい松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森
林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮し
ながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るも

のとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

被害木については、「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」を遵守し、積極的に破砕（チップ化）や切削処理を行い、製紙用や燃料用、合板用単板としての利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害が未発生の地域では、被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、カシノナガキクイムシが羽化脱出する6月20日までに駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進するものとする。

(2) 国有林と民有林の連携によるアカマツ林の樹種転換

松くい虫被害防除監視帯より北部に位置する未被害森林（子抱地区及び四日市市国有林）において、松くい虫被害拡大防止に向けたアカマツ林の樹種転換を図る。「松くい虫被害のおそれのある地域」として、国道4号線を挟んで北上川と丹藤川の合流点付近を中心に、南北800m～2,500m、東西13,000mにわたり、被害の空白地帯を設けることにより、今後の気温上昇に伴うマツノマダラカミキリの移動（北上）を防ぎ、アカマツ資源の保全を図る。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の大部分は人為的原因によることから、関係者が連携して巡視を強化するとともに、入山者、農業者等への啓発を行うこととする。

延焼防止に資する防火帯を兼ねた路網の整備や、適切な間伐の実施が林野火災を予防する上で有効な対策であることから、計画的に整備を行うものとする。

また、森林またはその周囲1kmの範囲内で、立木竹や雑草、堆積物等を面的に焼却する場合は、森林法第21条の規定に基づく町長による許可を受けて行うよう徹底する。

- 4 その他必要な事項
なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
該当なし。
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
該当なし。
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
該当なし。
- 4 その他必要な事項
該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成のために必要な事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び材積の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域において、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	面積 (ha)
浮島	1、2、3、4、5、6、7、8、9、56、57、58、59、60	607.87
黒内	10、11、19、20、21、22、23、24、25、34、35、36、37、38、39	826.07
大作	12、13、14、15、16、17、18、26、27、28、29、30、31、32、33、 70、71、83、84、93、94	1,230.72
五日市	40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、 55、61、62、63、64、65、66、67、68、69、72、73、74、75、76、 77、78、79、80、81	1,637.72
小山沢	82、85、86、87、88、89、90、91、92、95、96、97、98、99、100	1,193.59
御堂	101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、 113、114、115、116、117、118、119、120、121	1,606.47
江刈内	122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、 134、135、136、137、138、139、140、142、143、144、145、146、 147、148、149、150、151、152、153、154、164、290	2,251.79
岩瀬張	141、155、156、157、158、159、160、161、162、163、177、178、 179、180、181、182、183、184、185、186、187	1,541.31
炭山	165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176	930.25
北山形	188、189、190、192、193、194、195、196、197、198、199、200、 201、202、203、204、205、206、207、208、209、210	2,069.77
木影	191、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、 222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232	2,154.86
穀蔵	233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、 245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、 257、258、259、260、261	3,080.60
南山形	262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、 274	1,179.21
川口	275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、 287、288、289	1,265.62

(2) 森林経営計画を作成する留意点

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、森林経営管理法に基づく経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

(1) 町産材利用促進や原木しいたけの生産振興による森林資源の有効活用

町産材の利用促進や林業活性化のため、町産材利用住宅促進事業を広く周知するとともに、しいたけ等の特用林産物による森林資源を有効活用し、地域活性化を図る。

(2) 森林セラピーロードの活用による森林資源の適正管理と町民の健康増進

子抱山国有林や石神の丘美術館内森林に整備した「森林セラピーロード」による森林がもつ癒しの効果を活用し、健康教室の開催や森林学習などを通じ、自然の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、豊かな森林資源の適正管理を図りながら、保健福祉関係部局や健康運動指導員などと連携し、生活習慣病対策等の心身の健康保持増進を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域や集落において、シンボリック位置づけ若しくは生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出する里山林を整備していくことは、森林と人とのつながりを育む上で重要である。

里山林の整備・利用について、地域の要請又は立地・既往の利用状況等総合的に勘案した上で、町有林の一部に広葉樹や郷土樹種を積極的に取り入れ、里山林として整備していくことを検討するとともに、その他公有林についても、協調して取り組むこととする。また、民有林についても所有者との協議の上、里山林として整備していくこととする。

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
北緯40度公園	水 堀	10.9ha 遊歩道300m 案内板1式、便所1棟	—	—	▽1
誕生の森	黒 内	2.4ha	黒 内	2.4ha 東屋1棟 ベンチ10基 案内板1式	▽2
	沼宮内	1.5ha 東屋1棟、ベンチ5基	沼宮内	1.5ha 東屋2棟 ベンチ10基 案内板1式	▽3
総合運動公園 休養林	子 抱	3.2ha クラブハウス1棟	子 抱	3.2ha ベンチ10基 クラブハウス1棟	▽4

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

住民の自然や環境に対する意識の高まりから森林保全や緑化への意識も高まっているなかで、地域住民の参画による森林づくりを積極的に推進する。特に、地域住民参加での植樹・育樹イベントの企画・運営をはじめ各集落単位や学校単位での緑化活動等に対する支援などを通じた取り組みを展開していくとともに、NPOや森林ボランティアの育成と受け入れ体制の整備を図る。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

北上川の源泉を有する岩手町を含む北上川上流流域は、その下流域に豊富な水資源と清らかな空気、良質な林産物を供給してきたなかで、下流域との連携により上下流住民相互の交流の促進や林業体験の開催などによる地域の活性化を通じた森林整備の促進をめざしていくとともに、流域森林林業活性化センターとの連携により下流域の住宅メーカーや工務店などとの協力体制の構築や情報の共有化を推進し、求められる林産物の供給体制の整備を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

該当なし

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

該当なし

7 その他必要な事項

近年の木材市況の低迷や、林業の担い手不足等林業をめぐる状況はますます厳しくなっている。また一方では、森林について、単に木材などの林産物の供給だけでなく、水源の涵養・土砂災害の防止・保健文化等の公益的機能を重視した森林整備

が求められている。従って、林業の担い手の確保・育成や林業技術の向上、機械化の推進をはじめとして、森林の公益的機能を発揮させるための森林施業・管理の推進、地域の振興のために必要な集落林道や研修集会等の生活環境施設の整備など総合的な林業・山村振興対策の推進を図る。

さらに、病害虫をはじめとする森林に対する諸害を防止する意味から、適切な施業を行い、林間を良好な状態に保つよう、除間伐・枝打ち等の推進を森林所有者に周知するとともに、今後伝播拡大の危険性をもつ病害虫について、関係機関の情報交換のもと随時調査し、早期の適期防除の対策を流域全体の連携により講ずる。また、山火事等の災害から森林を守るため、気象情報に注意し入山者の増加する時期を中心に広報活動、山火事注意看板の設置等により、地域住民をはじめ広く一般に災害防止の意識啓発を促すなどの森林の巡視、施設の保守点検等の管理を通じて森林の保全及び維持管理のための効果的な予防体制の構築に努める。

また、森林の有する公益的機能を維持・増進させる観点から、無立木地や伐採跡地の造林を推進し、間伐等保育を適切に行うことを促進するとともに、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施するよう普及・指導を推進する。

このほか、地域内には国有林が 5,384ha 存在するため、森林の有する多面的機能を高度に発揮するために、国有林施策との十分な連携・協調も図ったうえで各種の森林施策を実施していく。